

伊勢市水道料金等包括業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、伊勢市（以下「発注者」という。）が「伊勢市水道料金等包括業務委託」の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための必要な手続等について定めるものとする。

1 業務名

伊勢市水道料金等包括業務委託

2 履行場所

伊勢市における水道事業給水区域及び下水道等供用開始区域とする。ただし、各種料金の滞納者が区域外に居住している場合も本業務の対象とする。窓口業務等の内部事務の履行場所については、上下水道部事務所内料金課、給水担当窓口及び本庁窓口とする。ただし、主たる内部事務は上下水道部事務所（令和8年1月より伊勢市小俣町相合 161 へ移転予定）で行う。

3 業務の目的

水道料金等包括業務を民間事業者に委託することにより、当該業務の安定した市民サービスを提供すること及び民間事業者の技術と創意工夫を活用することにより一層の快適な市民サービスを提供することを目的とする。

4 業務の内容等

別紙「伊勢市水道料金等包括業務委託仕様書」のとおり。

5 委託期間

契約日から令和12年12月31日まで。ただし契約日から令和7年12月31日までは準備期間とし、その間の経費等については請求できないものとする。

6 履行期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日の5年間とする。

7 契約上限額

総額 785,760,000円（5年間分。消費税及び地方消費税を含まない。）

8 実施スケジュール（予定）

令和7年6月16日（月）公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）

令和7年6月30日（月）参加申込み締め切り 午後3時まで

令和7年7月7日（月）質問締め切り・会社概要及び財務状況の提出締め切り 午後3時まで

令和7年7月11日（金）質問回答期限 午後5時まで

令和7年7月18日（金）提案書・見積書及びその他提出書類の受付開始

令和7年8月1日（金）提案書・見積書及びその他提出書類の提出期限 午後3時まで

令和7年8月19日（火）プレゼンテーション実施及び評価

令和7年8月下旬 審査結果通知

※日程については、変更する場合がある。

9 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。）。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に以下のいずれかの業種分類で、公告日時点で登録されていること。
2504 事務事業委託 公共サービス業務
2506 事務事業委託 上下水道料金徴収
- (4) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成17年伊勢市訓令第20号）の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更正手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 伊勢市暴力団排除条例第8条の規定に該当する者でないこと。
- (7) ISO/IEC27001 (ISMS)、プライバシーマークのいずれかの認証資格を取得していること。

10 審査及び評価基準

(1) 審査主体

発注者が設置する伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査を行う。

(2) 審査項目

- ①会社概要及び財務状況について
- ②水道料金等検針業務及び徴収等業務並びに給水装置に関する業務の他自治体での受託実績及び成果について
- ③本業務を受託するにあたっての業務受託体制及び業務執行計画について
- ④業務改善提案等について

※詳細は別紙「提案書作成にあたっての注意事項」のとおり

(3) 審査方法及び評価方法

① 審査方法

会社概要及び財務状況については、プレゼンテーション審査に先んじて税理士に別途審査を依頼するものとする。審査項目②以降については、選定委員会において、提案書等の内容を書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションの時間は1社につき、30分以内とし、30分を超過した時点で終了とする。プレゼンテーション終了後、30分以内の質疑応答時間を設ける（時間厳守）。

※プレゼンテーションの説明は、本委託業務に関わる業務責任者又は業務担当者が行うこと。

※プレゼンテーション会場への関係者の入場は4名までとする。

※プレゼンテーションに必要な機材等は各自準備すること。

※プレゼンテーションを行う際には、社名は名乗らないこと。

※選定委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、『公開』により実施する。ただし、「審査及び選定」の事項については、『非公開』とする。また、委員会傍聴者への資料提供は、企画提案書を除く、事項書及び本実施要領とし、会議終了後速やかに返却を求めることとする。なお、企画提案の参加者及びその関係者の傍聴は不可とする。

② 評価方法

審査項目に対して、選定委員ごとに書類及びプレゼンテーション審査を行い、その提案評価点の合計点と見積価格評価点をあわせた「総合評価点」により提案者に「順位点」をつける。

【順位点】 1位－5点、2位－4点、3位－3点、4位－2点、5位－1点、6位以下－0点

③ 受託候補者の決定

各選定委員の順位点の合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。点数の同じ者が2人以上あるときは、以下の順で受託候補者とする。

ア 「提案評価点」の合計点が高い者

イ 提案見積価格の低い者

ウ 以上においても同点の場合は、くじ引きにより受託候補者を決定する。

④ 審査結果通知

審査結果は審査終了後、後日全提案者に書面で通知する。

11 参加申請書等の提出及び審査

プロポーザルに参加意思のある場合は、次のとおり書類を提出すること。参加意向申出に係る提出書類と審査に係る提出書類は別綴りとする。

(1) 参加意向申出に係る提出書類

① プロポーザル参加申請書

提出先：伊勢市役所資産経営部契約課契約係宛にメールにて提出すること。

提出期限：令和7年6月30日（月）午後3時まで

(2) 審査に係る提出書類

提出書類の部数は、①については正本、副本各1部、②～④については正本1部、副本11部とし、⑤については正本1部とする。

① 会社概要（会社名称（正本のみ）、設立年月日、本社所在地、支社及び支店、営業所の一覧、事業展開、従業員数、資本金、その他参考事項）及び財務状況（貸借対照表・損益計算書・税務申告時の決算報告書の勘定科目の内訳書（それぞれ直近3ヶ年のもの））

② 提案書

ア 構成及び規格等

提案書は仕様書及び「提案書作成にあたっての注意事項」を参照の上作成すること。様式は任意とし、理解しやすい表現とすること。内容については上記10の（2）審査項目にある項目について順に記述し、12ポイントA4サイズ長辺綴じ50ページ以内で簡潔にまとめること。なお、提案書のページ数の多寡は採点に反映しないものとする。

※提案書の正本には、表紙に社名を記載する。

※提案書の副本には社名を一切記載しない。

③ 水道技術管理者、水道関係資格保有者数

④ 水道・下水道関係従業員数及び事業所数

⑤ 見積書

ア 見積書記載項目 「見積書作成にあたっての注意事項」を参照

イ 見積書記載の宛先 伊勢市長

ウ 業務名称 伊勢市水道料金等包括業務委託

エ 提出方法 封印のうえ提出すること。

(3) 提案書等の提出期限及び提出先

上記11の（2）の書類のうち、①については令和7年7月7日（月）午後3時まで（必着）、②から⑤については令和7年8月1日（金）午後3時まで（必着）とする。提出先は下記のとおりとする。

伊勢市役所上下水道部料金課 上下水道料金係

〒519-0696 伊勢市二見町茶屋420番地1

(4) 提案書等の提出方法

上記11の（２）の書類は、持参（平日業務時間内）又は書留郵便（提出期限内必着）によること。

12 プロポーザルについての質問及び回答

（１）質問の受付

受付期限：令和7年7月7日（月）午後3時まで

提出方法：質問書（様式1）により、電子メールで17の担当部署のメールアドレス宛に送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

（２）質問に対する回答

令和7年7月11日（金）午後5時までに全ての提案者に電子メールで回答するものとする。

13 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の実施の日時・開催場所は、令和7年8月19日（火）御薊総合支所2－4会議室を予定しているが、詳細については、令和7年8月12日（火）までに電子メールで通知するものとする。

また、審査の順番は提案書の受付順とする。

14 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加申請書提出後に辞退する場合は辞退書（様式2）により行うものとする。

15 プロポーザル参加の失格

次の各号のいずれかに該当する場合には当該提案者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- （１）プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合又は、満たすことができなくなった場合。
- （２）提案書類等に虚偽の内容が記載されたもの。
- （３）提案書類等に定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの。
- （４）提案書類等に記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- （５）提案書類等に記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。
- （６）税理士による財務状況審査の結果、財務状況が不健全であると判断された場合。
- （７）プレゼンテーションに出席しなかった場合。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合を除く。
- （８）契約が締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- （９）契約上限額785,760,000円（5年間分。消費税及び地方消費税を含まない。）を超える見積価格で積算された提案書。
- （10）評価点のうち提案評価点が、プレゼンテーション出席選定委員の提案評価点合計の満点に対して60％に満たない場合。
- （11）選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。

16 契約の手続き

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。

17 担当部署

伊勢市役所上下水道部料金課 上下水道料金係（担当 中西、安田）
〒519-0696 伊勢市二見町茶屋420番地1

電話番号 0596-42-1502
FAX 番号 0596-42-1543
E-mail sui-ryoukin@city.ise.mie.jp

18 その他

- (1) 提出されたプロポーザル参加申請書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等の提出後は、記載された内容の変更を認めない。
- (3) 提出された参加申請書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 審査結果について一切の異議申立ては受け付けないものとする。
- (5) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出した提案資料については「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。法人に関する情報（いわゆる企業秘密）に該当する場合は、その旨明記すること。記載のない情報については、情報公開の際に開示するものとする。
- (7) 本市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。

提案書作成にあたっての注意事項

別紙「伊勢市水道料金等包括業務委託仕様書」に基づき、下記事項について、提案をお願いします。

また、仕様書に記述がなくても、貴社が提案した方が良いと思われる事項については、積極的に提案してください。（以下「積極提案」という。）ただし、契約上限額の範囲内での提案としてください。

なお、提案書は、下記の項目の順番どおりに作成してください。

記

① 会社概要及び財務状況

会社概要（会社名称（正本のみ）、設立年月日、本社所在地、支社及び支店、営業所の一覧、事業展開、従業員数、資本金、その他参考事項）及び財務状況（貸借対照表・損益計算書・税務申告時の決算報告書の勘定科目の内訳書（それぞれ直近3ヶ年のもの））を記載してください。

② 提案書

他自治体での受託実績及び成果

- （1）検針業務、窓口業務及び徴収業務（強制停水含む）並びに給水装置に関する業務を一括して受託した自治体（国、県、企業団含む）の自治体名、受託開始年月、給水人口、継続受託年数等を5自治体まで記載してください。また、下水道使用料にかかる窓口業務、徴収業務についても一括して受託した実績があれば記載してください。
- （2）上記実績に限らず、これまで業務を受託したことにより達成した具体的な成果

本業務を受託するにあたっての業務受託体制および執行計画

- （3）会社全体としての本業務の受託体制
- （4）営業所の設置や車両、備品等、業務を受託する体制

水道業務及び下水道業務に精通している従業員の配置人数や、その職務及び経験年数

業務責任者の同規模業務におけるマネジメント経験年数	(年)
副業務責任者の同規模業務におけるマネジメント経験年数	(年)
同業務において3年以上の実務経験を有する従業員の人数	(人)
給水装置工事主任技術者の資格を有する従業員の人数	(人)

- （5）窓口業務（料金・給水装置）の受託体制及び執行計画
- （6）各種料金請求・収納業務の受託体制及び執行計画

- (7) 未収金徴収業務（強制停水含む）の受託体制及び執行計画
- (8) 検針業務の受託体制及び執行計画
- (9) 閉開栓業務の受託体制及び執行計画
- (10) 給水装置に関する業務の受託体制及び執行計画

※ 業務別の人員配置計画については下記の表を使用すること。

総配置人数 人（内正社員 人、パート・アルバイト等 人）

<内訳>

- ・窓口業務（料金・給水装置）に配置する人数（正社員 人、パート・アルバイト等 人）
- ・各種料金請求・収納業務に配置する人数（正社員 人、パート・アルバイト等 人）
- ・未収金徴収業務（強制停水含む）に配置する人数（正社員 人、パート・アルバイト等 人）
- ・検針業務に配置する人数（正社員 人、パート・アルバイト等 人）
- ・閉開栓業務に配置する人数（正社員 人、パート・アルバイト等 人）
- ・給水装置に関する業務に配置する人数（正社員 人、パート・アルバイト等 人）

※ 表の人数は、主に携わる上記業務で記入すること。なお、上記業務のうち1人の社員が複数の業務に携わる計画の場合は、具体的にどの業務をどのように兼務するかを別途明記すること。

	正社員人数	パート・アルバイト等人数	合計
窓口業務（料金・給水装置）			
各種料金請求・収納業務			
未収金徴収業務（強制停水含む）			
検針業務			
閉開栓業務			
給水装置に関する業務			
総配置人数			

- (11) 地元雇用についての考え方、雇用割合、地域経済への貢献等について
- (12) 従業員の研修体制（法令能力、接遇、苦情処理、OA操作等）及び研修スケジュール
- (13) 個人情報の保護・管理
- (14) 事故やトラブル、災害発生時の危機管理体制（市との連絡や責任体制）

業務改善提案等

- (15) 本業務を受託するにあたり、貴社の優れている点
- (16) 伊勢市水道料金等包括業務委託における業務改善提案及び将来構想
- (17) 積極提案

見積書作成にあたっての注意事項

「提案書作成にあたっての注意事項」にてご提案していただいた内容に基づき、下記事項について、見積書及び見積内訳書の提出をお願いします。

見積内訳書の様式は特に定めませんが、**業務や項目ごとに人件費、物品費及び諸経費等**をできる限り詳細に内訳額をご記入ください。

記

見積書記載項目

今回の委託費用について、次の項目で見積をしてください。

見 積 項 目		金 額 (円)	備 考
内 容	令和7年度（3ヶ月）		令和8年1月1日から令和12年12月31日までに必要な経費（消費税及び地方消費税を含まない。）を <u>年度別に記載してください。</u> 年度別の見積価格は5年間の合計額を60で除した金額×月数となるように記載してください。
	令和8年度（12ヶ月）		
	令和9年度（12ヶ月）		
	令和10年度（12ヶ月）		
	令和11年度（12ヶ月）		
	令和12年度（9ヶ月）		
合 計			